

消費税増税前のご案内

リフォーム工事の場合

消費税率適用のタイミングは請負契約日とお引渡し日によって変わります！

消費税率	3月31日	4月1日	9月30日	10月1日	ローン契約書・団信・請負契約書の差換について		
8%	<p>請負契約日 → お引渡し</p>	<p>請負契約を2019年3月31日までに締結した場合、お引渡し日に関わらず消費税率は8%が適用されます。</p>			<p>差換必要 ※ローン与信期間6ヶ月、団信告知日より180日経過となる契約は差換が必要となります。【下記記載※①】</p>		
	<p>請負契約日 → お引渡し日</p>	<p>請負契約を2019年4月1日以降に締結かつ2019年9月30日までに引渡しをした場合、消費税率は8%が適用されます。</p>			<p>差換不要</p>		
10%			<p>請負契約日 → お引渡し</p>	<p>請負契約を2019年9月30日までに締結していても、お引渡し日が2019年10月1日以降であれば、消費税率は10%が適用されます。</p>		<p>消費税8%で請負契約を交わしていて、増税後の引渡しになった場合、金額が変更となる為、ローン契約書、団信、請負契約書の差換えが必要となります。再審査も必要となります。【下記記載※②】</p>	
					<p>請負契約日 → お引渡し</p>	<p>請負契約を2019年10月1日以降に締結した場合、お引渡し日に関わらず消費税率は10%が適用されます。</p>	

- 【※①】御社請負契約書の差換えは必要ありません。
 ローン契約書、団体信用生命保険の差換えが必要となります。
 ローン契約書、団体信用生命保険の差換え後再審査が必要となります。
- 【※②】御社請負契約書の差換えが必要となります。
 ローン契約書、団体信用生命保険の差換えが必要となります。
 ローン契約書、団体信用生命保険の差換え後再審査が必要となります。
クーリングオフについては、再作成した日にちに起算いたします。
- 【引渡し日について】
 当社の工事完了報告書にお客様が記載する確認日をさします。